

【土木部関係：質問項目】

1. 街路樹管理の外郭団体への随意契約について
2. 住宅公社分譲宅地の優遇策への疑問について

【質問本文】

1. 街路樹管理の外郭団体への随意契約について

■ 質問（しもづる）

私からは三点ほどの事業について伺いたいと思っております。

まず一点目は、道路維持課にお伺いいたします。

資料三十三ページの道路維持費中、ふれあいとゆとりの道づくり事業費四億円のところでございます。

路傍樹等植栽等の維持管理について、たしか県地域振興公社へ随契で出している部分があったと思うんですけども、平成二十四年度はそこをどうするのか。そしてその額について教えてください。

□ 答弁（道路維持課長）

ふれあいとゆとりの道づくり事業でございますが、この中につきましては、路傍樹育成事業と、それとふるさとの道サポート推進事業がございます。

平成二十四年度当初予算につきましては、路傍樹育成事業が三億九千三百三十三万三千円、ふるさとの道サポート推進事業が七百二十一万四千円計上しておるところでございます。

発注についてでございますが、平成二十三年度と同じ額のうち大体一億円程度を地域振興公社と随意契約しているところがございます。

二十四年度につきましては、額は未定でございますが、引き続き契約・内容等は検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

路傍樹の管理などは、民間の造園業者さんとかが普通にできる作業じゃないかなというふうに思っているんですけども、これを県地域振興公社に随意契約で出しているその根拠、理由について教えてください。

□ 答弁（道路維持課長）

地域振興公社との随意契約には随契理由がございまして、その一つといたしまして、非常に交通量の多い幹線道路におけますワシントンヤシなどの樹高の高い街路樹管理につきましては、特殊作業車であります枝葉粉碎車を有することということで、これを県内で唯一地域振興公社が有しております。

また、JR等の鉄道敷地内における列車の安全運行のための有資格者、鉄道見張り員を常時雇用しているのは、県内では地域振興公社であることを随意契約理由としております。

■ 質問（しもづる）

今、樹高の高い樹木を管理できる特殊作業車を有しているのが公社であるとか、JR等の鉄道敷地内における運行監視員ですか、それを有しているのが公社であるという理由が挙げられていましたが、それでは、随意契約をしている大まかな路線とその総延長について教えてください。

□ 答弁（道路維持課長）

随意契約していますが、十六路線ございまして、約百七十四キロメートルでございます。

その路線につきましては、霧島屋久公園内でございます国道二百二十六号とか国道二百二十三号、霧島屋久公園内を主体とするそういう主要観光地の周辺道路とアクセス道路でございます。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

そうしますと、十六路線の百七十三、四キロのところ、先ほど随契理由として挙げられた樹高が高い木であるとか鉄道敷地内であるとかいうのはわかるんですが、それ以外のところのほうが多いように思うのですけれども、その先ほど挙げられた二点、樹高の高い樹木の管理であること、そして鉄道の敷地内であること以外の部分について随意契約で出している理由を示してください。

□ 答弁（道路維持課長）

先ほど申しあげました十六路線、百七十四キロのうち、この二つの理由に該当するものが十二路線、百六十九キロございまして、延長ベースで九七%でございます。

残り四路線、五キロにつきましては、この理由づけとは該当しない広域公園にアクセスする道路でございます。

■ 質問（しもづる）

そうすると、ここで二点伺いたいんですが、一点目は、樹木が高いものが十二路線、百六十九キロあるという話なんですけれども、そこはもう十二路線ずっと、高い木が並んでいるのが百七十キロ近くあるのかということが一点と、そして残りの部分についてはどういう理由で随意契約で出しているのか。この二点をお示してください。

□ 答弁（道路維持課長）

先ほどありました樹高の高いというよりは交通量の多いところで枝葉粉碎車を使用するという事で各路線を決定しております。

それと残り、二点目の質問をもう一度お願いします。

■ 質問（しもづる）

二点目は、十二路線百七十キロ残りの部分については、なぜ随契で出しているのかという理由を。

□ 答弁（道路維持課長）

残りの部分も含めまして粉砕車を使用するということと公社と契約するということでコスト削減が図られるということで、その中で一括して契約しております。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

最初のほうの交通量が多いところだから随契に出しているということなんですけれども、その理由をもうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

□ 答弁（道路維持課長）

交通量の多いところと申しますと、道路構造令等で交通量が定まっております、大体地方部で六千台、都市部で一万台を超えるところは車線数は四台必要となっております。

ただ、現状では、今、二車線でございます、その中で作業を行うとなると、作業効率のよい枝葉粉砕車を使用する等のほうが交通量に与える影響は少ないというふうに判断しております。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

その枝葉を粉砕する車であれば交通に対する影響が少ないということかと思うんですけれども、それでは、その有していない普通の造園業者さんとかが剪定をやったときに、ほかの方法で交通を阻害しないようにする方法ってないのかなと思うんですね。確かに枝葉を粉砕できる車であれば、交通量への影響が少ないということもわかるんですけれども、それでは代替の手段はないのかと。造園業とかやっている方が普通に剪定をやって、人を輩出するなり何なりして効率よく処理することもできるんじゃないかなと思うんですけれども、そこについてどうお考えなのか。ほかの枝葉の粉砕車を持っていないところが何らかの工夫をして、同様に交通に影響を与えないという方法で剪定をすることが可能なんじゃないかなと個人的には思うんですけれども、それについてどう思われているのかお示してください。

□ 答弁（道路維持課長）

枝葉粉砕車につきましては、民間の業者が使用します普通の二トンダンプの三台分をプレスして使用するということで、どうしても民間の方々のダンプ・トラックにつきましては、利用する場合は時間が二倍以上かかるということと、それと粉砕車の場合は、後ろのほうから投入してするというので、作業効率、それと作業入り合いが少ないということで、通常のトラックの場合は、そのダンプの積み込みによります車両の出入り等が生じますので、そのたびに少し広い範囲での作業区分が必要になってくるという状況でございます。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

それでは、先ほどのふれあいとゆとりの道づくりのところについて、今後、随契でなくて民間に委託を出していくことを拡大していくというお考えはないのか、そこについてお示してください。

□ 答弁（道路維持課長）

現在、今、地域公社に委託しています業務を民間委託にしますと、同一の業務内容で設計をしますと、設計金額が約一・五倍というふうになります。同じ設計金額で発注する場合に大体業務内容としまして、民間に発注する場合、業務量が七割となります。その七割につきましては、樹木の剪定本数を減らすとか、もしくは樹木の回数を今、年一回しているのを二年に一回とか、そういう形で業務内容を見直す必要がございます。

それとそのことに伴って、樹木の管理の管理水準が下がってしまうというおそれがございます。

そういうことで、今、平成十四年度から順次民間のほうへ委託開放はしておりますけれども、その中でコストとそういう管理水準と比べながら検討が必要かと思っております。

以上です。

■ 質問（しもづる）

今、随契理由として、公社のほうが民間業者に比べて安くて早くということなのですが、それについては自分も今後、改めてその現場を見て勉強していきたいと思いますが、要望としては、できるところは民間のほうに出していただきたいと要望いたします。

2. 住宅公社分譲宅地の優遇策への疑問について

■ 質問（しもづる）

続きまして、住宅政策室にお伺いいたします。

資料が六十三ページでございます。

まずは、県営住宅建設用地取得造成事業費二億九千八百万円のところ、松陽台とありましたけれども、松陽台のどのあたりを取得される予定になっているのか示してください。

□ 答弁（住宅政策室長）

平成二十四年度予算の県営住宅建設用地取得造成事業費につきましては、未分譲地の部分の約五千平米の用地取得分でございます。

■ 質問（しもづる）

その未分譲地というのは、未分譲のあの一面のところのことだということでもいいですかね、全く今、分譲されていない立ち入りできないようになっているところの一面のことだということによろしいんでしょうか。

□ 答弁（住宅政策室長）

御指摘のとおりでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。

それでは、続きまして、地域優良分譲住宅供給助成費について伺います。

こちらは、この地域優良分譲住宅供給助成費ですが、根拠法に利子補給金交付要綱というのが挙げられているんですが、これは国の制度か何かに基づくものなんですか、それとも県独自の制度なんですかというのが一点。

そしてもう一点が、この対象は、三月補正の審議のときに伺ったときには、公社限定になっているということなんですけれども、それはなぜなのか。

この二点を示してください。

□ 答弁（住宅政策室長）

かつては住宅マスタープランに基づく事業という形でしたが、現在は県の単独事業でございます。また、対象につきましては、住宅供給公社の分譲した宅地において住宅を建てられる方というのが対象でございます。

■ 質問（しもづる）

そうすると疑問に思うのが、宅地の分譲というのは、民間の業者さんも行っているところであって、その業者さんたちから見たら、なぜ公社が分譲するものにだけこういう利子補給金を出すのか。実質的に値段として有利になるということになるかと思うんですけれども、そのなぜという部分、つまりなぜ公社が供給する宅地のみこの優遇措置があるのか、その理由づけについてお示してください。

□ 答弁（住宅政策室長）

本制度でございますが、昭和五十六年に創設しております。もともとは住宅供給公社が分譲しました良好な住宅団地を県・公社、そして当時は住宅金融公庫、現在、住宅金融支援機構と一体となって良好な住宅団地の促進を図るという趣旨でスタートしてございます。

現状は、公社が分譲事業を終えていくという中で、残った分譲団地について、過去に公社が開発したところについてこの制度を行っているというものでございます。

■ 質問（しもづる）

今、理由づけとして良好な住宅団地ということから始まっているという答弁がありました。何をもちて良好とするかというのは難しいところではありますけれども、少なくとも何らかの基準は示されていないと不公平なのではないかなと思うんですね。これが良好なというもので何らかの基準が示されていて、公社の宅地はこれは該当する、民間業者の開発した宅地はこれ該当しないというのであればわかりますけれども、公社が開発したのは自動的に良好だと、民間事業者の開発というのは自動的にそれに該当しないというのでは、やはり税金の使い道として納得がいかないと思うので、もうちょっと理由づけ

を教えてくださいませんか。もしくはこの要綱にある理由づけを。

□ 答弁（住宅政策室長）

まず、住宅団地でございますが、住宅供給公社法の中に住宅供給公社が、居住環境の良好な住宅団地を形成するというようなことがうたわれております。そういう意味で住宅供給公社のほうで供給しているものは良好な住宅団地というふうに考えております。

また、住宅支援機構、フラット35を使うこととなりますが、このフラット35の要件といたしまして、省エネですとか一定の住宅性能が確保されているということをや要件としておりますので、こういった関係から良好な住宅団地の形成を図るということでこの支援をしているものでございます。

■ 質問（しもづる）

今、二点挙げられていて、まず、住宅供給公社法に良好な住宅を供給することと挙げられているから、公社が供給した宅地は良好なんだとありますが、これは当然の話であって、公社に劣悪な住宅を供給してもらっても困るわけでありまして、これは理由にならないんじゃないかなと思うんですけども、もう一点、今、フラット35の要件として、省エネだとか住宅性能だとかということをや挙げられているとありますが、であれば、この条件に該当する民間業者の供給する宅地等であれば良好と言えるのではないかと、今の理由づけであれば。なので、これはなぜ公社限定で民間のものが対象外なのか、ここの理由を教えてください。

今の答えだと、確かに公社が該当するのはわかったという話なんですけど、じゃ、何で民間のほうに該当しないのかという理由づけにならないので、そこをもう少し示してください。

□ 答弁（住宅政策室長）

御指摘のとおり現状だけ見れば公社だけということですけども、そういう意味では、もともと公社が昭和五十六年の創設当時、そういう良好な住宅団地のケースを公社が先導していたというような趣旨でスタートした事業ということでございます。

現状は、公社がいずれ役割を終えるという中で、そういう意味ではこの助成事業も現在の開発済みの団地の活用、促進を図るという趣旨で行っているものでございまして、そういう意味では、この助成事業につきましても、要は公社が役割を終えていく中で最終的にこの助成事業についても当面続けていくというような趣旨かというふうに考えておりますので、民間に開放するというよりは公社の役割を終えていく中でこの事業もその一助を果たしていくというふうな形だと考えております。

■ 質問（しもづる）

公社が円滑に事業を終了していく上で宅地の分譲を進めていく上で必要な事業だという説明なんですけれども、最初からそういう説明をされればいいんじゃないかなと思うんですね。ここに地域優良分譲住宅と書いてありますが、優良という文字が並んでいて、優良な宅地だから助成するんだというような書き方をしてあるわけですけども、今は、聞くと、公社の事業を円滑に終了させるための一助としたという答弁だったんですが、そこをもうちょっと本音の説明を議会に上げてほしいと思うんですよ。

今、なぜこれを聞いたかというのと、もしこの予算書にあるやつを説明するんだったら、じゃ、何で民

間での宅地はだめなのという議論というのは当然出てくるところで、もしそこに、民間の優良なところはあるかもしれないけれども、この事業はもともと公社が優良な住宅を供給していたここに起因するものであり、そして今後、公社が円滑に事業を終了するために必要であると。ちょっと理由づけは違ってきているんですね、今の答弁からすると。改めて公社の支援のためだったら、そう表明してもらいたいですけれども、じゃ、改めて聞きますが、なぜ民間のフラット35等の条件を満たすところは対象外なのか、そこをもうちょっと、そこは説明つかないんだったら、もうちょっと踏み込んで説明してもらえないですか。

□ 答弁（住宅政策室長）

本事業は、昭和五十六年から行っているわけですが、もちろん住宅供給公社は法律に基づきまして良好な居住環境を形成するというために公社そのものも事業を行っているわけですので、公社が今後役割を終えていくといいますが、公社が行った事業というのは、良好な居住環境を形成するというのに寄与する事業だというふうに考えております。

ただ、今後、民間に対応するかどうかということにつきましては、そういった性格よりもむしろ公社が今後、役割を終えていく中でこの事業も一助となるというような性格も有するものだというふうに思っておりますので、そういう意味では良好な居住環境の形成を昭和五十六年から続けてきたものが、公社が役割を終えていくことに対してこの事業についてもその一助となりながら役割を終えていくのかなというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

二点です。

一点目は指摘でありまして、確かに昭和五十六年の制度導入当初、公社が優良な住宅供給を牽引しているという理由づけはいいんですけれども、今、昭和五十六年じゃなくて平成の二十四年ですので、制度導入当初の経緯はともあれ、現状に即した判断はされるべきだと思うんですね。

もう一点は、改めてなんですけれども、じゃ、今の説明だと、優良な分譲住宅であるということに着目した支援制度ではなくて、住宅供給公社の円滑な残っている分譲宅地の消化に資するための制度であるということに聞こえるんですが、その点の確認をお願いします。

□ 答弁（住宅政策室長）

もともと優良な分譲住宅、居住環境の形成というために行っているものでございまして、そういう意味では、今もその目的自体がなくなったものではないというふうに考えております。

ただ、現状、なぜ公社だけなのかということにつきましては、公社が今後、その役割を負っていく中での助成制度についても一助になるものだというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

では、最後に確認ですが、この一千二百二十二万九千円の本年度当初予算額の地域優良分譲住宅供給助成費に関しては、民間は、今後、いかに優良な分譲宅地であっても対象とせず、公社の支援のために使われる金額であるという説明だと受け取れるんですが、そこについてどうですか。

□ 答弁（住宅政策室長）

二十四年度につきましては、そういう公社分譲住宅を対象にしたものでございます。

二十五年度以降につきましては、ちょっとこの場では私から申し上げるべきことじゃないかというふうに思います。

■ 質問（しもづる）

この点は最後に意見と要望を申し添えて終わりますけれども、公社の支援が必要だというんだったら、もうそういう名前で上げてもらいたいと、こういう着飾った名前で上げるというのは僕は違うんじゃないかなと思うんですね。もしこういうので上げてくるんだったら、民間の優良な宅地があればそれも対象にすべきでありますし、そこはちょっとここに上げてくる議論としてはどうなのかなと思うところがあります。

そして、もうちょっとここを整理してほしいなと思うんですね。ここの理由づけがもし、本当に優良な住宅の供給を促進したいのであれば、当然に民間のほうも対象になるべき事業であり、そして、もしこれを公社に絞るといふのであれば、今の公社支援ということもありますけれども、ほかの理由づけで上げてこなければならないと思いますので、これも継続していくんでしょうから、来年度以降上げてくるときには、もっとこの理由づけもしくは事業の枠組みを精査して出してきてもらいたいと強く要望するところがあります。

今のところ以上です。